

第 22 回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成 28 年 2 月 9 日（火）
10 時 00 分 ～ 12 時 00 分
旧文部省庁舎 2 階・文化庁第 2 会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，笹原副主査，秋山，入部，押木，影山，川瀬，佐藤，鈴木（一），
鈴木（泰），関根，棚橋，納屋，やすみ，山田各委員（計 15 名）
（文部科学省・文化庁）岸本国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 21 回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）
- 2 常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）（案）
- 3 索引項目の候補一覧（案）
- 4 「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」（平成 25 年 2 月）において未検討の課題の協議において出された意見の整理〔平成 27 年 12 月 18 日まで〕

〔参考資料〕

漢字小委員会における審議スケジュール（案）

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 改定常用漢字表
- 漢字字体資料集（諸案集成 2・研究資料）
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 学年別漢字配当表
- 常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校，中学校，高等学校等における漢字の指導について（通知）
- 教科書体 字体・字形比較資料

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から配布資料 2 の「冒頭～第 2 章」について説明があり，意見交換が行われた。
- 4 事務局から配布資料 2 の「第 3 章」について説明があり，意見交換が行われた。
- 5 事務局から配布資料 2 の「字形比較表」について説明があり，意見交換が行われた。
- 6 事務局から配布資料 2 の「参考資料」及び配布資料 3 について説明があり，質疑応答の後，意見交換が行われた。
- 7 事務局から配布資料 4 について説明があり，意見交換が行われた。
- 8 今回をもって今期の漢字小委員会は終了であることが確認された。次回の文化審議会国語分科会は 2 月 29 日（月）午前 10 時から 11 時 30 分まで，文部科学省 15 階 15F 特別会議室で開催されることが確認された。

9 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

それでは、本日の議事に入りたいと思います。「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」（案）についての協議ですが、本日は、今期最後の漢字小委員会となります。この指針（案）には、本日の審議内容までを反映させて、2月29日の国語分科会において、分科会の報告として取りまとめていただく予定であります。

本日の配布資料2として、11月30日の中間報告の後、漢字小委員会での御審議の内容、並びにそれを受けた主査打合せ会での検討を反映した指針（案）の全体をお配りしております。この指針（案）の主要な部分は、1週間前に事務局からお送りしてあると思います。御一読いただいているものと存じます。

本日は、この指針（案）について、最後の御指摘を頂きたいと思っております。何分大部でありますので、全体を四つに分けて協議することにしたいと思います。それぞれホチキスで留めてあるものが四つあるかと思えます。まず、配布資料2の冒頭から第2章まで、次に第3章のQ&A、そして字形・字体表、そして参考資料、並びに配布資料3という四つに分けて協議していきたいと思えます。

では、まず、配布資料2の冒頭から第2章までの変更点などについて、事務局から説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

先週の初めに、今回の案の主要な部分を既にお送りしてあります。御一読いただいているかと思えます。

お送りしたものは、1月29日の金曜日に主査打合せ会を開催し、そこで御検討いただき、それをまとめたものです。急ぎましたので、若干落としているところがありました。今日お配りしているものは、それを更に詰めたものになっております。

この間の作業としては、漢字小委員会での御意見、それから昨年、中間報告の後に関係団体などに資料をお送りして、頂いた御意見、そういったものを一つ一つ検討し、反映できるものは反映し、また、可能な限りこの中にそれを盛り込んだものになっております。

まず、第2章までに関して、主な変更点などを御説明したいと思います。

2ページを御覧ください。「指針の見方及び使い方」のところです。関係団体に試案をお送りしたときに頂いた意見の中に、筆順や、画数に触れてほしいという御意見がありました。これは主査打合せ会で、今、文部科学省でも筆順はきちんと定めておりませんし、また、国語施策としてもこれまできちんとしたものは出してきたので、直接触れることは避けようということになりました。ただ、試案の中で、画数について所々触れているところがあります。便宜的に必要があつて○画目がどうというような言い方をしておりますので、その辺りを断っているところです。「常用漢字表では画数や筆順を定めていないが、説明において、一般に広く用いられている画数や筆順に従い、「○画目」といった言い方等を便宜的に用いる場合がある。」と、こういった文言を付け加えております。

次に、第1章に入りまして、17ページを御覧ください。今回大きく変更してあるのが、漢字を手書きすることの重要性ということで、これまで御審議いただいていた（3）、（4）、（5）のところですか。ここは点線で下線を引きました。ここが主な変更点です。どういったことを特に変えたかと申しますと、主査打合せ会の中で、（4）と（5）の内容にかなり重複する部分があると御指摘がありました。そこを整理したものです。事前にお送りしたもののからも、更に変わっております。どういった点がこ

ここに盛り込まれたかと言いますと、まず（４）では、この間お送りしたものの後、手書きで何かを伝えるというところにも実用性があるのではないかということ、直接的に気持ちなどを伝える際、実用性があるのではないかということが盛り込まれています。

それから、「（５）文化としての「手書き」」というところでは、これは（４）の内容を少し（５）の方に移しながら、書くという行為が変わってきているということ、そして、そういう中で人々が手書きするということに付加価値を見いだしていて、それを今後も残していくために何ができるのかというような、書き方になっております。

第２章については、相当手を入れております。本当にこの漢字がここに挙げてあっていいのだろうか、あるいは足りるのだろうかというようなところを中心に見ております。

例えば、一つだけ例に挙げたいと思いますが、62 ページの（３）を御覧ください。

ここに平成 22 年にいわゆる康熙字典体の方が通用字体として取られた字が幾つか挙がっていますが、（３）の一番上に語彙の「彙」という字があります。この間、この語彙の「彙」の手書き、左側に今 1 字だけが挙がっておりますが、ここに、この字の一番上のところに片仮名の「ヨ」のような形があります。この一番下の横画をもっと延ばした形もあるのではないかと主査打合せ会で話題になりました。一旦はここに挙げていた時期もありましたが、今回はこれを落としております。歴史的に見て、下が長い形というのは余りない ーないわけではないですが、余りないのではないかという話が出ました。また、ほかのものも一つずつ示しているということもありますので、ここは一つにするということを検討しております。

ただ、その後いろいろ教科書を当たっていると、教科書の中に下が長いような形を示しているものもあるということが分かりました。ですから、2 月 29 日の国語分科会までに、主査を中心に御相談しながら、こういった細かいところについては更に詰めていきたいと思っております。

○沖森主査

それでは、まず、ただ今の説明に対する御質問があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、ないようでしたら、御意見がございましたら御自由に発言いただきたいと思います。よろしく願います。冒頭から第２章の部分からお願いしたいと思います。本体の部分ですので、これまでもいろいろと御議論いただいたかと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木（泰）委員

「第３章 字体・字形に関する Q & A」の Q19 に当たる「前」と「煎」の字のデザイン差が字体に及ぶというところですが、第２章では、60 ページです。ここはやはり分かりにくいです。これはデザイン差でなく、字体の差だとはっきり言った方がいいのではないのでしょうか。字体の差に及ぶとは、何か非常に含みがあり過ぎます。同じ字であれば、本来は字体の差と言いたくないと思うのですが、康熙字典体と通用字体みたいに、同じであっても字体の差はあるわけです。だから、字体の差とはっきり言うてしまうことはできないのでしょうか。

それと、今度は、書いた文字が印刷字体と字体の差を持つということになるのですね。印刷字体同士でも、この「煎」という字と「前」という字は字体の差になりますね。そこのところをもう少しはっきり言ってしまった方がいいのではないか。何か非常に困ったなという感じで言っている雰囲気はよく分かりますが、これは結局どうい

うことなのかというのが非常に曖昧になっている感じがするので、少しお考えいただきたい。せっかくQ&Aもやっているのだから、Q&Aでそれをはっきり言うという手もあると思います。Q&Aとここは、ほとんど書いてあることが同じですね。だからQ&Aではもう少し砕いて言うとか、何か方法がありそうな気がします。

○納屋委員

「指針の見方及び使い方」の7に、「また」以下を入れるということについて。画数と筆順について触れていますが、ここに加えていただくのは大変よろしいことだと思います。それから、第1章の文化についての指摘も、今回の方がずっと読みやすくてよく分かります。変更点について全て賛成です。

さて、第1章の9ページの図6についてです。字体・字形・書体等の関係の図がありますが、この図の書体の、A、B、C、Dの横に網掛けが掛かっていると思います。事前に頂いた資料のときには網掛けが強調されていて、とてもよく分かりました。つまり、この図が二つのことについて注目をさせてくれているということです。書体について分かりにくかった。それを改善されたのかと思いました。書体Aと横に網掛けがされていたように感じましたが、今見るとそうでもない。薄いです。

図6は、「字体・字形・書体等の関係」と書いてあるので、書体も注目してもらった方がいいと思います。したがって、下のところに同じ字種、同じ字体など、囲いを付けていただいて、同じ書体ですと入れると、もっと注目できると感じました。

これは感覚の問題ですが、一番上に点が三つ、右側の方にも一番上に点が三つありますが、この点三つが、前は中央にありました。今回は上に来ていて、この意味合いがよく分からない感じを受ける。これは通用字体がまだ幾つもありますとか、旧字体というものもありますというのを横に広げる働きをしているものと思っていますが、この位置に点三つがあるのは、意味が不鮮明という感じを受けました。

○武田国語調査官

御指摘ありがとうございます。ここは正に網掛けをしていましたが、今回印刷が余りきれいにできていないので、工夫いたします。

それから、この図に関しては、いろいろなものを検討していますが、今のところこういった形になっております。この図の上の部分の説明ですが、これは主査打合せ会で、図に沿った説明をするようにしようということで説明を変えております。それによって少し図も分かりやすくなっているのではないかと思います。

今、御指摘いただいたドットが三つ並んでいる部分に関しては、もう少し工夫できないか考えてみます。

○鈴木（一）委員

ということは、図6は、最終的にはモノクロで答申に掲載するということですか。

お送りいただいた際は、確かカラーだったと思うのですが、非常に分かりやすいと思いました。カラーというわけにはいかないのかもしれませんが、それにしても、モノクロで反映できるように工夫を是非お願いしたい。見やすいようにお願いしたい。

○沖森主査

ほかに御意見ございますでしょうか。この部分については、よろしいでしょうか。

では、配布資料2の冒頭から第2章については、おおむねこの形で御了承いただいたということにしたいと思います。

本日頂いた意見を反映させた上で、特に第2章については、国語分科会までに、例示されている手書きの漢字を入れ替えたりして、より見やすいものにする予定です。

また、多くの漢字が含まれている部分ですので、細かな点検の結果、修正を加えることもあるかと思います。その点については御了解いただきたいと思います。

では、続きまして、次の「第3章 字体・字形に関するQ & A」についての協議に移りたいと思います。

まず、変更点などについて、事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

Q & Aは、ここを読んでいただければ、大体この指針の趣旨が分かるようにということで考えられたところです。ですから、できるだけ分かりやすいものと、これまで御検討いただいてきました。全体のレイアウトなど、今までは問いの後に【 】を付けて、そこにゴシック体で説明が入っていましたが、もう少しすっきりさせようということで、主査打合せ会でこういった形を検討していただきました。

まず、67 ページを御覧ください。前回の漢字小委員会で、ここに使っている古い当用漢字字体表の印刷が余り鮮明でないという御指摘がありました。それで、いろいろなものに当たりました。元のものにも当たりました。国語課にありましたが、それをスキャンしてもうまく出なかったのが、今回、偽物にならない程度に画像を処理する方法で直しました。比較的鮮明になったのではないかと思います。

次に 70 ページを御覧ください。「いわゆる康熙字典体」という言葉が常用漢字表には出てまいります。Q & Aの中にもこの言葉が何度も繰り返されます。主査打合せ会の中では、少しうるさいのではないか。「いわゆる」を取って「康熙字典体」でいいのではないかということも検討したのですが、最終的には、全て正確を期して、基本的に「いわゆる康熙字典体」という言葉を使うようにしております。それに合わせて、「いわゆる康熙字典体」というような言い方をなぜするのかの説明を、点線の部分で加えております。

74～75 ページを御覧ください。これは頂いた意見の中にあったもので、75 ページの一番上にある二つの字が並んでいるのを御覧ください。漢字の「漢」と、それから家計簿の「簿」ですが、こういったバランスで書かれた字についてはどう考えるのか、という御意見がありました。これに関しては、ここまで変わってしまうとバランスが違うので、字体の違いに及んでいるのではないかというのが主査打合せ会での検討の結果です。それを反映したものです。

84 ページを御覧ください。ここでは、問 30 で書写体又は筆写体と呼ばれるものを扱っています。これも左から2番目に「奥」という字がありますが、二つあるうちの右側のような書き方についてはどう考えるのかといった御意見がありました。これは日常生活の中ではこういった書き方はありますが、やはりこれはいわゆる書写体の一部ではないか。また、そういった整理が実際に行われているものがありますので、例えばテストですとか、そういった正誤の判断が行われるような場面では余り書かない方がいいのではないか、というようなことをやんわりと書いてあります。

87 ページを御覧ください。これは全体を通して言えることかと思いますが、やはり字体・字形の話ということで、この委員会の委員の皆様には御理解いただいておりますが、専門的な言葉ですとか、外の方が読んだときに分かりづらいという表現がかなり残っていました。例えば、87 ページの最後の点線のところですが、「人名用漢字別表」という言葉がそのまま使われていました。そこで「人名用漢字別表」とは何なのかということを、簡単にですが説明を加えております。こういったことは、ほかのところでも直せるところは直しております。

93 ページを御覧ください。「貫」や「慣」という字の上にある「かん」と言われるような形ですが、これがお母さんの「母」、あるいは毎日の「毎」などの交差するものと混同されることがよくあります。形が似ているので、同じようなものなのではな

いかと言われることがあります。交差するように書くという習慣について、これまで字形比較表の中に挙げていました。今日の段階でまだ挙がっていますが、これは控えようということで、ここに説明を加えております。交差していいものと、交差しない方がいいものがあると。ただ、字体を見誤ることはないので、誤りとまではしないけれども、でも気を付けましょうということが書かれております。

94 ページを御覧ください。「士」と「土」は、単独の字ですと、上と下の横画の長さがその字であるかどうかを決定付ける非常に大切な字体の見分けどころになります。それがほかの字に入ったときどうなのかということが、書かれています。これについては、例えば、当初は「狭い部分にあった場合には」という書き方をしていましたが、狭い部分とは何を狭い部分と言うのかと御意見がありました。これは常用漢字表の考え方ですが、ある漢字の構成部分になっているような場合には、基本的に長短については余り問題にならないということをやんわりと書いてあります。それはこの「士」、「土」に限らず、ほかの字についても同じように考えるのだということを説明しております。

99 ページを御覧ください。「折衷」の「衷」という字についての説明です。これは、これまでの国語施策の中できちんと整理し切れていなかったのではないかとという部分です。98 ページの下に「衷」という字の、「当用漢字字体表」の字の形が挙がっています。

これを見ると、上に「なべぶた」のような形があって、その下に「中」というような字に見える部分があります。この「中」の部分、下に抜けているか抜けていないかというところが、現在の「常用漢字表」と字の形が違います。そういったことについて、もう一度整理してあります。ただ、「当用漢字字体表」から「常用漢字表」になるときに、ここについて特に変更したというような記録は一切残っていませんので、これは活字上のデザイン差であると今回きちんと整理をしております。同時に、これは辞書によって画数がいろいろあります。ここに手書きの字を四つ挙げておりますが、簡単に言うと、上を「なべぶた」のように書いて、下に「中」のような形を書く書き方と、それから横棒と「口」を書いて、それを貫く縦画で書く書き方と、これはどちらでもいいんだということを積極的に言っています。

106 ページを御覧ください。ここで「言」という字を、「なべぶた」や「まだれ」のような書き方をしてもいいのかと書いている質問があります。問 64 で、「言」というのは「まだれ」、「なべぶた」、あるいは「うかんむり」の点と横画の接触の仕方のような書き方でももちろんいいと書いています。が、逆に余り及ばないように、例えば「なべぶた」、「まだれ」、「うかんむり」などを、ちょうど「言」の活字のような形、明朝体のような形で書くのは、余りそういう習慣はないとしています。字体を見誤ることはないので、誤りであるとまでは言えないけれども、別に考えるべきでしょうという記述にしております。

以上、細かいところまで申し上げたのは、御意見などを頂いて、委員の方々が気になさっているところであると考えられる部分です。この漢字小委員会の場でこういった修正を施したのかということの一つ一つ申し上げました。もちろんほかにも修正した部分はありますが、今日御説明したのは、その中心的なところです。

○笹原副主査

今、伺った 106 ページのところです。「言」という字の場合は、1 画目が真横になっても、垂直になっても、点になっても字体の違いはないということですが、例えば「主」という字に関しては、これをそのまま適用できないことになっています。「主」の場合は、真横に書くというのがあったならば、骨組みの差と解釈されるわけですね。歴史的な経緯から、そうなっていると思いますが、一言、これは「言」という字に関

しては言えることだけれども、全ての字に当てはまるわけではないということが、この指針の中に示してありますと記述があると、使う人には親切かと思いました。

質問ですが、84 ページの「奥」という字、先ほど説明してくださったところです。

「いわゆる康熙字典体」だと、「奥」の中は「のごめ（ノ＋米）」です。書写体の場合に、そこが「米」の形で下が「ハ」になるものがあつたような気がします。御確認いただいて、あつたということでここに入っていると理解してよろしいでしょうか。

○武田国語調査官

はい。具体的に申し上げますと、江守賢治先生という方の本の中にそういった整理がありました。ほかの考え方がないとは言えませんが、そういった整理の仕方があるということで、ここにいわゆる書写体という言い方として挙げてあります。

○笹原副主査

「米」になったものもあるということですね。

○武田国語調査官

はい。あります。

○納屋委員

Q73 と Q78 は新設だと思うので、その部分の説明もなされた方がいいと思います。

○武田国語調査官

Q73 は以前、片仮名とアルファベット、平仮名など、そういったものとの関係についても触れてはどうかという御意見があつたものに対応したものです。例えば「才」という字と、「才」という字は片仮名の「オ」に見間違えられたり、あるいは「丁字路」なのか、「T字路」なのかという問題が時々あります。そういった混同が実際に世の中で起きているわけです。その辺のことに触れております。ただ、下にある工事の「工」や「力」などは、工事の「工」なのか、片仮名の「エ」なのか、あるいは「力」なのか、片仮名の「カ」なのか、単独では見分けられないようなものが実はあります。字体というのは、単にそこにある形だけではなくて、文脈などで見分けられていることもあるということが書かれたところです。

それから、Q78 については、今回頂いた御意見の中で、康熙字典体のまま手書きするという、そういった習慣は、本来はないのではないかという御意見がありました。例えばここに挙げている比喩の「喩」ですが、例えば学校現場では、学校の先生は比喩の「喩」を書くときに、活字のとおりお書きになる方がきっと多いのではないかと思います。ところが、学校の先生方は「教諭」と言いますが、「教諭」という字の場合は、113 ページの下にある三つの字の形でいうと、真ん中の字で書きます。これは、実は元々は同じものです。手で書くときの習慣として真ん中の書き方があって、活字では古くから左の形が使われていたわけです。左のとおりに書く書き方というのを、「常用漢字表」は認めています。それから、手書きのときの習慣で書く書き方も認めています。これはどちらが優先されるということを書いているわけではなく、どちらの書き方もあるということを常用漢字表は言っています。それに対して、やはり手書きの習慣ということを考えると、真ん中の書き方がふさわしいのではないかというような強い御意見があるわけです。それに対して答えたものです。回答のポイントは二つあって、一つは康熙字典体のまま書くということもなかったわけではないということ。字によっては同じようにそれが使われてきているものもありますということ。二つ目は、「常用漢字表」は康熙字典体で書くということを認めていますので、そのま

ま書くということを認めつつ、今回の指針は、印刷文字字形と手書きの文字の字形との違いを理解しましょうということが大きな趣旨の一つですので、やはり手書きの文字の書き方で書くということを尊重するということを、やんわりですが、うたっております。

○関根委員

Q73をこの場所に入れたのは、どういうつながりですか。一番後ろにあってもいいかなと思いましたが、はねるととめるの流れですか。

○武田国語調査官

検討します。ありがとうございます。

○納屋委員

67ページの第1章で取り上げている「当用漢字表」からの抜き書きのところですが、本文には破線でくくっています。ここは破線がありませんが、文部科学省関係の文章には破線でくくっていると思います。例えば82ページの下の方には、ここはほかの文章を使いましてと明示しています。第1章も破線ですので、破線でくくられた方が分かりやすいと思いました。

○鈴木（一）委員

参照ですが、「参照」と書いて、第2章のここを参照してくださいと、それぞれかなり多くAのところにあります。この横にページを入れていただくと、より飛ぶときに早いんじゃないかと思います。

○納屋委員

字形比較表との関係だと思います。87ページ、Q34、窓口で問題になることの多い漢字。ここで、87ページには、表で「言」「均」「麗」が書いてある。

これと、第1章だったか、第2章だったかの漢字の順序も合わせているので、とても分かりやすくなっているところがあります。この手書き文字の字形の例の「言」という字については三つ挙がっております。

ところが、後のところには説明がないのですが、字形比較表の部分には字が加わっているものが結構あると思います。それがあった方がいいのか、この方がいいのか。その判断が必要だろうと思います。例えば一番下の「牙」。「牙」は、字形比較表には三つ挙がっています。「奏」、「邦」、「西」、「花」、「久」、「松」、「牙」、「幸」、「幸」辺りから、字形比較表にはもっと一杯挙がっているもので、このところを二つに絞っているのはなぜなのか。その辺の整合性を取った方がいいと思いました。

○武田国語調査官

最後の字形比較表と、この戸籍などの窓口業務で問題になる字は、別にご覧になっておりました。ただ、今の御意見を頂いて、もう少し字形比較表で三つ挙げているものの中には必要なものがあるかもしれないと思いますので、それは加えたいと思います。

一方で、例えば一番下の「松」について、「松」が分かりにくいのは、左にある「松」の明朝体の「ハ」の形が、最終的には屋根が付く形の「八」にしたいと思っています。それに対して、手で書くときには、上に屋根みたいなものは書かなくていいんだということを示すためのものなので、ここは一つになる。「牙」のことも含め、その辺り、

もう一度整理したいと思います。ありがとうございます。

○納屋委員

まだ説明されていないところだと思いますが、字形比較表に挙げられている字形と違うものが気になります。例えば 92 ページの Q41「保」という字。「保」もここでは二つ挙がっていますが、字形比較表では三つ挙がっています。それから、98、99 ページの Q52、画数の変わる書き方のところです。字形比較表の中の「衷」の字が、「中」を貫いた形のように見えながら、実は下の方の「衣」に見えるような形で書かれていたりする。字の形が問題になるので、慎重な在り方が必要かと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。Q & Aの部分に関してほかにございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、特に御意見がないということであれば、第3章のQ & Aにつきましては、おおむねこの形で御了承いただいたということにしたいと思います。本日頂いた御意見を反映した上で、国語分科会にお示ししたいと思います。

では続いて、配布資料2「字形比較表」についての協議に移りたいと思います。まず、変更点、今後の予定等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

それでは、字形比較表の説明をさせていただきます。御覧いただくとお分かりになると思いますが、今回までにこの字を書きとどけている佐藤英樹さんという方に、相当書き直していただいております。実際に漢字小委員会に出ていただいて、そこで受けた感触の中で、自分の字を壊してでもいろんなバリエーションをとるという思いで、書き直していただいたという次第です。今までは、比較的同じ形の字、似たような字が並んでいて、一見分からないが、よく見るとここが離れているとか、よく見るとここがはねているといった感じでした。今回お出ししたのは、ぱっと見たときに、1個目と2個目が違うという印象になるのではないかと思います。

そこには長所と短所、メリットとデメリットもあると思いますが、今回の指針は、手書きの字形にはバリエーションがあるんだということを示すというものです。その観点からしますと、こういった形ではっきりと違いを出したところに意味があるのではないかと考えております。ただ今回、少し今までよりも場合によっては大胆な字があります。そういったものについては、また一字一字、主査打合せ会で御確認いただいて、また修正に入っております。ですから、現在よりももう少し落ち着いた形になっていくと思います。本当でしたら、今日までに間に合わせ、漢字小委員会でお見せしたかったのですが、最終的なものは国語分科会のときにお示ししたいと考えております。

内容については、字については見ていただくとお分かりいただけると思うんですが、第2章関連項目、Q & Aの関連項目を今回全部入れております。これは何度も見直しておりますが、見直すたびに、必要がないものがあったり、必要なものが欠けていたりということがあります。これはぎりぎりまで詰めてまいりたいと考えております。

それから、委員の皆様から、第2章関連項目にページ数が入ったら、より使いやすくなるのではないかと御意見も頂いております。特に、第2章に漢字が挙げられているものについて。現在、全部、ページをリストアップしていて、それを使うことも考えてはおります。ただ、御覧いただくと分かるように、非常に狭い枠になっております。その中でどう示せるのか、あるいは示せないのかというところで、今いろいろな検討をしておりますので、そこは国語分科会までにお示しできればと考えております。

す。

それから、非常に細かいことですが、印刷文字の字形の例が四つ並んでいます。その四つ目には教科書体が挙がっています。これまで教科書体は1番から最後まで全部同じ教科書体フォントを使っていたのですが、今回お示ししたものの教科書体フォントは、今まで一つだったものを五つのフォントに分けました。

というのも教科書体ですので、場合によっては教科書に実際に使われているものに近いものがある可能性があります。その辺りに配慮して、どこか1か所が作っている教科書体フォントではなくて、いろいろな会社のものが入っていた方がいいだろうということで、この教科書体のフォントは5種類を混ぜて使っています。印刷会社から、異例である方がいいのかということもありましたが、その辺は配慮しておこうということです。

○沖森主査

では、まず御質問ございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、御意見を御自由に御発言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○川瀬委員

今、手書き文字も大分書き直しをしていただいたというお話を伺いました。ぱっと見た瞬間に、何か今回分かりやすいなと思ったのは、そこかと御指摘いただいていた。ここを落ち着かせてしまうよりは、もちろん程度の問題はあると思いますが、むしろ手書き文字なので、やや暴れ気味でもいいのではないかと思います。手書き文字の字形の例なので、余りきれいに落ち着いた形になるよりも、逆にこれをあえて載せるということで、手書き文字の幅を分からせるため、余りそこはきちんとしなくていいと思いました。

参照の数字であるとか、関連項目であるとか、気の遠くなるような作業だと思いますが、大変分かりやすい図表で有り難く感じています。

○納屋委員

例えば50ページの1386。「衷」の手書きの字形の真ん中のものだけが「衣」が下に書かれているような感じに見えます。これに特化してQ&Aを書いているので、この辺のところ、そういうところを注意した方がいいかと思います。

逆に、例えば第2章の31ページとの関連で、字についての注について、注のところに※を付けているところと、付けていないところがあります。第2章の31ページに「(3)点画の性質」という項目があります。「③曲げ方、折り方に関する例」、ここには、※がありません。例えば、一番上の「家」には※があります。その下に、「明朝体の「家」の字形は…」と読めます。が、「競」「災」については※がない。統一性を保っていただきたい。※1、※2として、複数使った場合にはそうしているところもあるので、もう一度改めていただくと有り難いと思いました。

○笹原副主査

今の資料の151ページと手書きされているところに「襲」という字があります。字形比較表ですが、この中に「龍」という字が含まれていて、先ほど説明してくださったQ&Aの87ページの「龍」の1画目の話とリンクさせられます。そうであるので、Q&A関連項目にQ34というのを足されるとよいと思います。「龍」の新字体・旧字体の関係だけで考えていたので気付いておりませんでした。そう考えると、「籠」という字も同様です。手書きで書かれた194ページのところにも「たけかんむり」にいわゆる康熙字典体の「龍」が出てくるので、2124「籠」のところにもQ34というの

があると親切かと思いました。

○佐藤委員

字形比較表の 148 ページ，829「七」の一番右側の教科書体は，さっきの 4 種類のうちのひとつがこうだったんですか。学習指導要領の学年別漢字配当表の字だとはねないんじゃないですか。

○武田国語調査官

5 社の教科書体フォントというのは，1 個ずつ選んでいるのではなくて，何ページから何ページはこの会社というように割り振っています。最後ちゃんと確認したいと思います。「教科書体 字体・字形比較資料」48 ページを御覧ください。

こちらを見ていただくと，真ん中に学習指導要領という欄があります。縦に見ていきますが，これが今学校の教科書で使われている字の基というか，標準とみなされているものです。佐藤委員から御指摘があったようにはねておりません。ここはこちらで十分に確認し切れていなかったところです。もちろん一般にも使用されているフォントということがあるので，教科書体の中にこういったはねる形があるのは，決しておかしいことではありませんが，やはり学習指導要領が示すものと著しく違うものについては，もう一度確認をしたいと思います。

○棚橋委員

一つだけお伺いしたいことがあります。以前にも申し上げたかもしれませんが，ほかの委員の方も言っていらっしゃったことがあったかもしれません。いろいろ手書きの文字を示していただいて，例えば「のぎへん」や「きへん」など，そういう「へん」については，はねたり，はねなかったりという事例が出ています。そして，例えば常用漢字表の前書きにはありませんが，例えば「りっしんべん」などのように，普通，学校教育上ではねる人々というものが割といそうなものについて，例示としては出されていないことがあると思います。

そうした場合に，これはこれで一つの見識なので構わないとは思いますが，学校の先生方がこれを御覧になったとき，ああそうか，「てへん」のことは別に例示してあったが，「てへん」は必ずはねないといけないんだ，「りっしんべん」ははねるのは駄目なんだというように，暗に許容を暗示しているような形になってしまっている部分があるかと思います。それは気付いていない振りをして，このまま行くということもあると思いますが，そのところをどうすべきかということを，ほかの委員の皆様はどう考えていらっしゃるのか，お伺いしておきたいと思います。

○武田国語調査官

例えば，「字体・字形比較資料」の 151 ページを御覧ください。一番上に 1019「情」という字が挙がっています。「りっしんべん」なのですが，この中に明らかににはねている形というのは出てきていません。一方，149 ページ，961「少」という字を見ていただくと，これははねているものとはねていないものが混在しています。

何を言いたいかと言いますと，例えば「少」という字は，学習指導要領でははねています。学校でははねるように教わるわけです。ところが，ある時代にははねない形が教科書に示されていて，それが教えられていた時期があったということがここから分かるわけです。

ところが，「りっしんべん」に関しては，まず教科書というレベルでは，はねた形が出てきません。「てへん」も同様です。そういったバリエーションが出せるところは，できるだけ出そうというつもりでこの指針を御検討いただいていると思いますが，そのよ

うな場合には何かしらの根拠とるものがあった方がいいだろうということです。それが出しにくいもの、例えば代表的なものは「てへん」ですが、「てへん」については、この表には、はねない形は示さないで、代わりにQ & Aでそれを取り上げているということがあります。

ですから、これまで事務局で字を書いていたときには、その辺りを考慮しながら、できるだけいろいろなバリエーションを示したいけれども、余りにも受け入れがたいと思われるのは避けようという方針でやってきました。ただ、御意見を伺って、こういったものは是非必要だということがあれば、反映したいと思います。

そのときの一つの考え方として、学年別漢字配当表の1,006字に関しては、そういったものを挙げるのは避ける、それ以外のところで、全部ではなくとも、少しお示ししておくというのも指針の考え方を示す一つの方法なのかというようなこと、これは主査打合せ会でも話題になりましたが、そういったこともあるのかと感じております。

○佐藤委員

詳しくは分かりませんが、「りっしんべん」の縦をはねるときに、左にはねる形を出すと、筆順は明らかに縦が先だということを示してしまいませんか。ですから、最後に縦の場合は、今度は右にはねるのかということになりますね。ですから、なかなかはねにくいのではないかなと思いました。

○沖森主査

ほかに御意見ございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、字形比較表につきましては、おおむねこの形で御了承いただいたということにしたいと思います。既に主査打合せ会で一通り検討を済ませております。そこで挙げられた修正点、並びに本日頂いた御意見を反映した上で、国語分科会にお示ししたいと思います。

では、引き続き配布資料2「参考資料」及び配布資料3「指針事項索引」（案）についての協議に移りたいと思います。まず事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

それでは、配布資料2の最初のところに目次がありますので、その目次を御覧いただきたいと思います。目次の2ページ目です。今回、参考資料としてこういったものを付すか、主査打合せ会で御検討いただきました。

この目次にあるように、まず、「常用漢字表」の本体にある「字体についての解説」。以前、第1章の部分にあった「常用漢字表」の用語をもう少し詳しく説明した部分。何度かここでも話題になった「国語に関する世論調査」の結果。国語分科会の委員皆様の名簿。審議経過等。前回の漢字小委員会で話題になりました概要。索引、Q & Aの問い一覧。そういった参考資料を考えております。索引は参考資料とは別に考えることになるかもしれません。本日はそのうちの字体についての解説から概要までをまとめたものを出しております。

226, 227 ページを御覧ください。概要が必要だという御意見がありましたので、現段階ではこういったものを作っております。ただ、指針自体は、非常に大部で、内容も多岐にわたりますので、簡潔な概要、指針の中身を短く簡潔に表すような概要は作りにくいところがあります。どちらかというと、中身を宣伝するチラシのような印象もあるかと思います。現段階ではこういった概要を作っておりますが、右側は概要の2ページ目として用語などを整理したものです。

主査打合せ会では、こういった用語の整理もいいが、例えば代表的な問題になる字を取り上げて、そういったものを2ページ目に使ってもいいのではないか。あるいは

3 ページ，4 ページぐらいにまでできるのであれば，代表的な問題をそこに加えていってはいかがでしょうかといった御検討も頂きました。

また，索引を作る作業も，現在進めております。配布資料3を御覧ください。これは第1章からQ & Aまでに出てくる用語を拾ったものです。これを御覧いただいてお分かりになるように，例えば「い」のところを見ていただくと，「印刷」というところから「印刷」と付く言葉が十近く並んでいます。

例えば「印刷」，「印刷された文字」，「印刷字体」，「印刷標準字体」，「印刷文字」，「印刷文字字形」，「印刷文字の字形」など，やはり中で助詞が入っていたり，入っていなかったり，揺れがあるところがあります。こういったものをまとめるなど，そういったことも考えながら索引作りを今後進めていきたいと思っています。

今日ざっと見ていただいて，索引の作り方について何か御指示を頂ければ有り難いと思っております。あるいはこういった確認の仕方によろしいということであれば，このまま事務局の方で索引作りを進めてまいりたいと思っています。国語分科会には索引のある形でお示しする予定です。

○沖森主査

では，まず御質問がございましたらお願いいたします。

○鈴木（泰）委員

「いわゆる康熙字典体」というのと「康熙字典体」というのは別の項目になっていますが，内容が違うんですか。もしくは，同じだけれども，「いわゆる」は別の項目として立てたということですか。

○武田国語調査官

これは，「いわゆる康熙字典体」というところを読んだときに，「康熙字典体」というところだけ引っ掛かった方が，「康熙字典体」と引いたときに同じところに飛べるといった配慮です。

これも主査打合せ会で御指示いただいたのですが，例えば複合するような言葉があったときに，「AのB」などがあったときには，Aの方だけで引くのではなく，Bから「AのB」が引けるような，そういった索引が作れたらいいと考えております。

○笹原副主査

今ちょうど「康熙字典体」が出たので，2 ページを見ていたら，康熙の「熙」に2通りの字体が使われています。いずれ統合されることだと思いますが，人名用漢字の形になるのかと思います。

○沖森主査

御質問ございませんでしょうか。

では，御意見を頂きたいと思います。御意見がありましたら，御自由にお願ひします。

○川瀬委員

索引ですが，まだ項目の候補なので，このように並んでいるとは思いますが，やはり同じ言葉で始まるのは少しくくっていいのではと思います。例えば，「印刷」だったら，まだ許容範囲かなと思うんですが，「漢字」で始まる言葉がすごく多いです。だから，例えば「漢字」があって，ちょっと字を横へ下げて，「漢字圏の国々」とか「漢字施策」みたいな，ある程度キーワードは見えるようにしないと，目が躍っちゃ

って探し切れないような気がします。どういうふうにまとめられるかにもよると思いますが、見やすさが索引は一番かと思います。

○笹原副主査

「へん」とか、「きへん」とかというのは平仮名表記に統一されていますね。このように文脈の中にあるといいんですが、索引にそこだけ切り出されるときには、「へん」とか、「きへん」というのは、親切のために括弧して、きへんの「き」を漢字で書いて、「へん」も漢字で書いて補うようにすると一層使いやすいかと感じました。

○納屋委員

今日加わったところで、第1章の9ページに「動用字」とありました。専門用語ですの索引に出して、それも入れていただきたいと思います。

○川瀬委員

製本するときは、最終的には、第1章の目次についているページ順になるのですね。

○武田国語調査官

はい。これは、主査打合せ会にお出しした時点ではこのような形になっております。

○川瀬委員

そうすると、参考資料の中で、審議経過等の後ろに概要がここにある意味は何なのか、自分としてはぴんとこなかった。何のためにこの2枚を載せるのか。内容そのものは、この全体の冊子の概要ですね。それが審議の流れの概要として載せるのであれば、ここでもいいような気もしますが、冊子全体の概要を載せるには、この場所でのいいのかなとおもいました。ただ、参考資料なので、ここから見始める方はいらっしゃる気もしますし、さして大きな問題ではないのかもしれませんが、何となく違和感がありました。

○沖森主査

確かに「常用漢字表の用語について」というのが先にあって、概要が後というのは何かおかしいなという感じは私もいたしました。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。（→挙手なし。）

では、配布資料2の「参考資料」及び配布資料3の索引につきましても、おおむねこの形で御了承いただいたということにしたいと思います。本日頂いた御意見を反映した上で、国語分科会にお示ししたいと思っております。

以上で、一通り「常用漢字表の字体・字形に関する指針」の案につきまして、検討していただきました。

余り時間はございませんが、最後に何か御意見や御感想があればお願いしたいと思います。何かございましたら、全体についての御意見、御感想等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、2年間といいますか、二つの期にまたがって漢字小委員会で御検討いただきました、この字体・字形の指針につきましては、このような形までこぎ着けることができました。これも委員の皆様方の御尽力のおかげであると思います。改めて、御礼申し上げます。

この後、2月29日の国語分科会までに、主査、副主査並びに主査打合せ会のメンバー、さらには事務局を中心に最後の詰めを行い、最終的な報告案として仕上げてまいりたいと思います。つきましては、国語分科会での報告案について、主査に御一任い

ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○沖森主査

どうもありがとうございました。それでは、国語分科会までの仕上げにつきまして、御一任いただいたということで進めてまいりたいと思います。もしお気付きの点がございましたら、2月18日までに御連絡いただけると報告案に反映できます。電話、メールなどで事務局までお知らせください。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事につきましては、その次の来期の検討事項に関する協議に移りたいと思います。

配布資料4を御覧いただきたいと思いますが、配布資料4について、事務局から簡単に説明していただいた上で御質問を頂き、その後、意見交換に移りたいと思います。では、説明をお願いします。

○鈴木国語調査官

配布資料4の説明をいたします。前回の12月のときにも同じような資料をお出ししました。前回のときは、ⅠからⅦまで項目に分け、11月に頂いた御意見を整理しました。12月には、主に「同音の漢字による書きかえ」を中心に御意見を頂きましたので、今回その部分を追加しております。具体的には、3ページの●の部分が、前回頂いた意見を付け加えた部分です。それ以外の○のところは11月に頂いた御意見です。

来期の検討事項に関する御協議ということで、1ページ目、「Ⅰ 審議の体制をめぐって」というところで、どういう小委員会の分け方かという御発言がございました。それから、「審議の進め方」というⅡでございます。ここでコミュニケーションということが大きく取り上げられて、それが本丸であるという御発言もございましたので、一つの考え方としては、まず、コミュニケーションという大きな看板の下で個々の具体的な問題を検討していくという、そういう方向性がこれまでの御意見を伺っている限りでは見られるのではないかという理解を事務局としては今のところしているというところでございます。

その後は、個別の「公用文作成の要領」の見直し、それから「同音の漢字の書きかえ」の見直しという具体的な問題、それから「常用漢字表の定期的な検証」というところでもございまして、4ページ、Ⅵでございます。ここからが言葉遣いとコミュニケーションの在り方について頂いた御意見をまとめているところでございまして、この中で、非常に幅の広い様々な、こういう観点もあるのではないかという形で挙げていただいております。一つは、話し言葉の問題と書き言葉の問題、この関係性ということからのコミュニケーションも含めた形でことを考えられるということ。この書き言葉と話し言葉の問題という御指摘が何人かの委員の方から頂いております。このことは和語という問題、最近、大和言葉、和語ということで様々な本が出ておりますけれども、その辺りとの兼ね合いのことで触れられております。また、特に外国人に対してという観点ということも御指摘がございました。

来期ということで、コミュニケーションという大きな枠組みで始めていくのかなと事務局としても考えてはいるところでございますが、コミュニケーションという大きな枠と言いましても、その中でどういうところ、どういう観点で議論を進めていったらいいのか。また、具体的にこういう問題があるのではないかというところ、ここでは11月27日と12月18日、2回分の意見の整理でございまして、ここで落ちていること、まだこういう観点を追加すべきだということ、その辺りの御意見を賜れば

という形で、今回この資料を準備いたしました。

○沖森主査

まず、御質問がございましたらお願いします。（→ 挙手なし。）

では、協議に移りたいと思います。来期の検討事項及び審議の進め方を中心に御自由に御発言を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○納屋委員

配布資料4の1ページ「Ⅱ 審議の進め方をめぐって」の○の二つ目ですが、以前から私はこういう発言をしております。「文化芸術の振興に関する基本的な方針」、第4次基本方針も絡むと申し上げております。全体の動きとしては、ここで動いていると思います。また、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」に記載している段階と現段階とには差があります。だから、その差も十分考慮しないと、うまく行かないのではないかと思います。

それから、日本語教育の分野もあり、ここで全部詰めていく内容でもないように思います。今日どこまでの協議を行えばいいのか。

○沖森主査

この点、どこまで進めていけばいいかということですが、事務局、どうですか。

○鈴木国語調査官

基本的には、日本語教育の方は、11の論点を整理しておりますので、その検討を進めることになります。ですが、既に御意見を頂いておりますが、日本語教育に関わる部分もあり、この部分についても、国語分野の小委員会で扱っていくということであれば、当然、「Ⅰ 審議体制をめぐって」のところにあるように、日本語教育小委員会の委員も入れて審議ということも考えられます。そこについては、事務局でこうしてくださいという形ではございませんので、むしろそういった日本語教育の方も入った形での検討する部分というものもやっていくべきであるという御意見も含めて、今日の場合、御意見を頂きたいと考えております。審議体制に関してはそういうことです。

内容については、明らかに日本語教育の内容そのものというのではなくて、飽くまでも、要するに国語の範囲で、でも日本語教育に引っ掛かる部分はあっても構わないと思いますけれども、国語という枠の中でどういうことを審議していくかという、そちらのところを中心にお考えいただければと考えているところです。

○沖森主査

今の説明でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

本日は取りあえず御意見を承りたいということです。もちろんこれはそのままで過ごすのではなく、来期の課題として取り入れられる面を特に御指摘いただければ有り難いということでもあります。

○鈴木（泰）委員

今、少し出ましたけれども、現在、日本語教育小委員会と漢字小委員会に分けてやっていますが、もし「話し言葉」というようなことを中心にすると、どうしても日本語教育との関わりが深くなるので、何らかの形で連絡を取り合う必要が出てくるだろうと思います。

ついでに、「話し言葉」と言いましたが、もし「話し言葉」で議論、何かまとめて

いこうとすると、今回、漢字小委員会でやった指針というような形のかっちりしたもの、そういう本のようなものを出すのはかなり難しいだろうと思います。つまり、文化庁国語課として、きちっとした、こういうものをやりましたという成果物を、将来出すのは、かなり難しいと思います。

それで、そういう方向に進むとすると、提言とか、そういうものをまとめる方向になるのではないかと思います。恐らく提言になれば、例えば漢字をどうするとか、送り仮名をどうするとか、そういう具体的なことをもちろん含みますが、漢字や、言葉の問題だけではなく、学校教育や社会教育などの、教育の体制だとか、いろいろな場面でのいろいろなことに関する意見も当然出さざるを得ないと思います。

そうするとますます何かはっきりした形あるものを出そうと考えるのは難しくなりそうな気がします。その辺はどうでしょう。提言という、どこの誰に向けての提言になるのかよく分かりませんが、そういう形のことを目標にして審議をすることはできるのでしょうか。今までもあったのでしょうか。その辺のことが気になります。

○鈴木国語調査官

例えば国語審議会時代ですと建議という形で、提言のようなものを出しております。例えば、「国語教育の振興について」（昭和47年6月）というようなものなどがあります。今の文化審議会の体制になって最初に出した「これからの時代に求められる国語力について」（平成16年2月）という答申の場合、具体的な要素がないわけではないですけども、基本的にはこういう考え方をしましょうねという考え方を示したものでございます。イメージとしては今の話し言葉について、鈴木（泰）委員のお考えとイメージとして一番近いのは「これからの時代に求められる国語力について」という答申のような、こういうふうな考え方を示すはいかがですかという、そういう形での理念を示すという、その場合、対象になるのは、広く国民の皆さん、いかがですかという示し方になろうかと思います。

○岸本国語課長

机上に「国語関係答申・建議集」があります。今申し上げたのは、429ページにある平成16年2月の答申ですが、更に遡りまして、257ページにあるように、平成7年に「新しい時代に応じた国語施策について（審議経過報告）」というのをまとめたいただいております。この中に「Ⅰ 言葉遣いに関すること 1 基本的な認識」を示し、幾つか具体的な、「ら抜き言葉」とか、「さ入れ言葉」とか、そういった言葉遣いについての考え方をまとめたいただいております。こういった一般の国民向けに国語審議会としての考え方をまとめてお示しするという事は、これまでも行っていたいただいているところです。

○鈴木（泰）委員

建議とか報告とか答申などありますが、建議は答申というものではないですね。

○鈴木国語調査官

諮問がありませんので、答申という形にはならないと思います。

○鈴木（泰）委員

建議というのは、勝手にこうした方がいいのではないかと言うという、それは誰が採用して見てくれるか、また採用してくれるかどうかは全く分からないまま出す、そういうものになるわけですか。

○鈴木国語調査官

建議の場合、恐らくこれは大臣に向けて意見を具申するという形となります。余り今は建議という形は採られず、報告という形で広く多くの方にといい、そういう形になっています。

○鈴木（泰）委員

そうすると、報告というの、つまりここで議論したことをまとめて公表すると、そういうことですね。

だから、それは国民の中でのいろいろ議論を呼び起こす材料になるかもしれないし、政策として採用されるということもあり得るかもしれないですが、それはここで考えることでもないですね。ただ、どこを向くかというのは、随分変わってくると思います。政策として採用してほしいという、政府が関わらなければならないようなことを意見としてまとめるのに、それを政府の側が全く無視できるようなでは、ほとんどここで話すことは意味がなくなります。

そういうことは前もって、答申ではないからできないのですか、あり得ないわけですか、必ず採用するという前提で、若しくは採用する、しないにしろ、少しは考慮するなど、前もって担保されることはないということですか。

○鈴木国語調査官

少なくともおまとめいただいたものについて、普及するというものについては必ず行います。その中の個別、ある程度具体性のあるところについてどうするか、具体的に何ができるかということは当然検討します。事務局として、出されて終わりですという形ではなくて、それをどういう形で具体化できるかということは、常に頂いたものに対しては考えた上で、まずできることからやっていくというスタンスではあります。

○鈴木（泰）委員

その場合は、最初にそれに目を向けるのは文化庁ということになるのですか。政府というか、政策側として、最初にそういうものを把握するのは、文化庁が把握することになるんですか。

○鈴木国語調査官

国語の問題に関して申し上げれば、当然文化庁の中でも特に国語課がそれを受けて、何ができるかということ具体的を考えていくということになります。

○鈴木（泰）委員

とりあえず国語課にはツールはあるという理解でいいですね。

学術会議などの提言という、基本的に店^{たな}ざらしです。言ったら言いつ放しで、全然誰も見ないで、そのままなくなってしまうというのはよくあります。そういうものとして出すのは余り真剣に取り組めないんじゃないかという気がします。

そういうことも考えながら、どういうテーマを扱っていくかということは考えないといけないという気がします。

○納屋委員

鈴木（泰）委員がおっしゃったとおりだと思います。つまり、文化芸術振興基本法に裏付けされて第4次基本方針が出されている。だから、2020年の東京オリンピック

・パラリンピックの開催に合わせ、文化振興の国創り、文化国家創りを言葉の分野からも取り組んでいくということだと考えます。そうした観点から第4次基本方針が作られているので、この分科会、小委員会で取り上げるものが、「常用漢字表」の手直しや手当てといったレベルでいいのかということ、先ほどから言っています。基本的に第4次基本方針の方向付けを十分踏まえないと、全体の流れからしたら、変な動きになりかねないと申し上げているのです。

もう一度申し上げますが、配布資料4の「Ⅱ 審議の進め方をめぐって」の二つ目の○のところにあるように、第4次基本方針では、「「国語の正しい理解」の3番目のところに、「敬語に関して、具体的な指針の普及を図るとともに、「言葉遣い」や「コミュニケーションの在り方」について検討し、その成果の普及を図る。」と明確に書かれているところです。そう書かれてあることは放っておけないのです。そういうところも考えた上で順序性を決めないと、2020年がすぐ来てしまいます。そう思っています。

○入部委員

これから例えば提言という形でまとめたときに、どのようにその提言が載っていくかということについてです。私の記憶が間違っていなければ、1996年に文部科学省が「生きる力」の提言をしまして、2003年に内閣府が「人間力」ということで大きく出しました。2004年に厚生労働省が「就職基礎能力」という言葉を使って、2006年に経済産業省が「社会人基礎力」、2008年に文部科学省が「学士力」という言葉を使っています。その上に載っていくのかというように思います。

文化庁からそういった形で今まで出されておらず、今、申し上げたものの全ての要素を貫くものがコミュニケーション力とか、主体性とか、思考力ということです。その中に「言語」といった要素は入ってきていません。是非、言語というものをベースにして、「学士力」の次につながるような、最後に載るような、何か文化庁の言葉というのが、提言としては非常に説得力があるものになると思います。また、非常に大きいものではありませんが、多くの人の心に響くものになるのではないかと思います。

○棚橋委員

今の話の流れからいくと、少し根本のところに戻ってしまうかもしれませんが、コミュニケーションといった場合、話し言葉の伸長ということで話が進んでいるような気がいたしますが、書き言葉のコミュニケーションというのは考えなくていいのかということ、を思います。と申しますのは、学習指導要領で国語科の目標として掲げられている「伝え合う力」という、言わばコミュニケーションの力の中には書く能力もかなり想定されていると思うのです。

コミュニケーションの方に流れるのだと思いますが、公用文作成の要領の見直しの問題も少し詰めていただけると非常に有り難いと思っております。つまり、公用文作成、現在のものは用語の問題が多く指摘されていて、その意図というのは平明に分かりやすく書くことを狙っていると思うのですが、今の私の担当している学生の作文などを見ると、一文が長いとか、読点の位置が怪しいとか、主述が照応しないとか、いろいろな問題があります。コミュニケーションとして誰かに伝えるとか、分かってもらおうというような作文というか文章が書けないと思うのです。そういう意味からは、コミュニケーションを考えたときに、話し言葉だけを考えていいのかという問題を少し考えます。

今、入部委員がおっしゃった、言語をベースにしたコミュニケーションということを見ると、そのところと少し関連してくるのかもしれないと思いますが、話し言葉だけを純然とコミュニケーションと考えていいのかということを考えます。

それから、委員の皆様には、いろいろなコミュニケーションのイメージがおありになって、どんなコミュニケーションを考えていらっしゃるのかというのも、聞いている方としては少し疑問を持つところですが。要するに異文化の中で異文化の方を説得していけるような、キー・コンピテンシーに関わるようなコミュニケーションを想定されるのか。それとも日常的に話をするときに、こういうことに気を付けたらいいというようなレベルでの話し方を考えていくのかということからは、これから話し合われることかもしれませんが、どの辺を想定されているのかということをお聞きしたいと思います。

○川瀬委員

世の中に日本語の本とか、コミュニケーションの本とか、文章を書くコツとか、いろんな本が出ています。委員の皆様もいろいろな御著作がおありでいらっしゃると思いますが、そういった個人であったり、研究機関であったり、企業であったりを作るまとめとしてのコミュニケーションと、文化庁が話し合うコミュニケーション論というのは何が違うのでしょうか。そこが一つ肝になる気がします。例えば、敬語一つ絞ってしまえば、それは多分お話は非常に活発に進むし、分かりやすい結果を出せると思いますが、ちまたにある今までの書籍や研究発表と何が違うのかと言われたときに、そこを明解に出すのは非常に難しくなってくるかと思います。

文化庁として、今、棚橋委員からもあったように、どのレベルのコミュニケーションを考えていくのかということをお聞きしたいと思います。それから哲学的な質問で恐縮ですが、何を指すべきなのか、一体何のための話し合いなのかというのが、そういう意味では、鈴木（泰）委員がおっしゃったように最初の部分とも関わってくるかと思いますが。漠然とコミュニケーションというくくりが大き過ぎて、持て余しかねるのではないかと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

本日は配布資料4を用意してはございますが、ほかにもいろいろとお考えがあると思いますので、御自由に御発言いただければと思います。

○納屋委員

これは事務局への質問になりますが、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」の「「常用漢字表」の手当てについて」のうちの「「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について」が、一応終わりに来ているから、次の内容をどうするのかということだと思います。そうすると、残っているもので、最初に書かれているのが「「公用文作成の要領」の見直しについて」です。しかも震災の経験からもう5年たちました。5年たって緊急度が本当にあるのか。その辺は、公用文ですから、省庁間でのやり取りがうまく行っていないということですか。当然国の役所、あるいは地方自治体の役所が一番関わってくるから、そこについて、事務局としてどういう調整をしているのか。それも分からない。分からなくて、同レベルでこれをやれるのかという問題もあります。そこについて事務局から情報提供をお願いします。

○鈴木国語調査官

今の段階ですと、平成25年に行われた議論のときに、各省庁に実際に足を運んで聞いてきました。聞いてきたことの見直しをしているところでございまして、各省庁、「公用文作成の要領」を見直すことに対して同意というか、それはしてもいいんじゃないかという意見がほとんどであったというのは、既にかつて御報告申し上げたとお

りです。ただ、その中身について、全面的な改定を求めているところというのは実はございません。自分たちが今やっていることと支障が起こらない範囲で、例えば「、」と「、」、今は「句読点は、横書きでは「、」および「。」を用いる。」としか書いていないんですけれども、実際には「、」で書かれているところが多い。そういうところをある意味追認してくれるような方向だと有り難いというようなところがございます。そのスタンスについては、実は余り各省庁変わっているわけではないのです。

ただ、もう一つの問題は、では見直しをした、技術的に今の各省庁にとって不都合がないような形での調整をして作ったとして、今度はそれに実効性を持たせるという必要がございます。現在、「公用文作成の要領」というのは、内閣官房長官名で出ている形でございます。そうすると、今度は内閣官房長官の名前で同じように、今までものを廃止して、今度新たにこれにしますということが出せるのかどうかという問題があって、その部分については、今度はどんなものができるのかというものを見ないと判断ができないという話になっています。結局、作ったはいいけれど、それじゃ駄目ですというふうになってしまうと、やったけれども、実効性がないということになってしまいます。今そこのところをどういう形で判断して進めるかというところでいろいろと考え方の整理としてはどういう手だてがあるだろうかということを検討していると、そういう段階でございます。

○納屋委員

今度は意見です。鶏が先か、卵が先かみたいな感じになっていると感じます。取り組むべき課題をまとめた時点での思いと、現在の置かれている状況、第4次基本方針に書かれている内容と多少違いがあると思います。

そこのところをよく整理していただきたい。第4次基本答申では、飽くまでもコミュニケーションと言葉遣いを一緒にの課題として捉えています。「国語分科会で今後取り組むべき課題について」で挙げているのは二つ別々です。それでいいのかとか、それから、「その他」の課題についてもありました。それは「国語に関する世論調査」の結果の扱い方などもあるので、全部含めた上で考えていかないと、議題を決めているのはなかなか難しい。

ですから、ここですぐ結論というような、議論ではないと思う。現時点で何が問題点で、それをどういう手順でやっていくかという整理で留まっていいのではないかと思います。

○笹原副主査

コミュニケーションということをここで扱うとすると、言葉に関してとなるのはこれまでの経緯に沿っていると思います。文章をどう書くかということ、話し言葉を声でどう表現するかということのほかに、現代ではメールであるとか、ツイッターであるとか、打ち言葉とでも言うようなものがコミュニケーションの重要な一角をなしているというのも間違いないところです。

そうすると、打ち込む言葉の文体というのも、また独特なものが自然に形成されているところである一方で、伝えたいことがうまく伝わらない、誤解が生まれるといったコミュニケーションの不全を避けるために顔文字を入れてみるとか、絵文字とか、スタンプみたいなものを入れてみるという、かなり複雑な方面に進んでいるようにも思われます。公なレベルでのコミュニケーションと私的なレベルでのコミュニケーションと、多岐にわたっているというのがお話を伺いながら感じるところであります。きっと今日は意見をいろいろと出してもらおうということが趣旨かと思うので、今までに余り出てこなかった、そういう視点もあるかなということで発言いたしました。

○入部委員

コミュニケーションというのは非常に漠として大きいです。先ほど申し上げたような社会人基礎力などは、ある意味、省庁が目指す理想的な人間像をビジョンとして持っていて、それを打ち出しているところが非常に大きいと思います。これまでいろいろ言葉遣いについて審議を重ねてきたということもあって、こういう言葉遣い、こういう言葉の使い手を、是非国民の皆さんに目指してほしいといったような、文化庁が描く理想的な人間像というのを考えるという作業になるのかと思います。

そういう意味では、話し言葉も必要ですし、書き言葉、それだけではなくて、言葉を使って思考する、考えるということまで含んでいく。それをまた、日本人だけではなく、外国の人たちにも分かるような形で発信していくということが非常に現時点では大事ななことかと思います。

特にグローバルスキルということで、これまで言葉を文化として考える話合いだったかと思いますが、どういうことをして徹底的にどういう使い手を私たちは求めているのかということ発信する機会としては、今からやって、ちょうどオリンピックに間に合うかどうかという感じかとタイムスケジュールとしては考えています。そういう意味で、目指すべき人間像ということになりますので、コミュニケーションの問題ではなくて、そこには非常に大きな問題があるので、大きな委員会で話し合っていく必要があると思っています。

○佐藤委員

今のお話で、私も思いました。国語分科会ということですから、日本語の使い手、日本語を使いこなすということが焦点です。新しい時代の意思を伝え合うということを進めていくと、日本語でなくていいのではないかという話になります。だからさっき出てきた省庁間のこととか、大学では英語で授業をやりなさいといった話もあるわけですね。

そういう中で文化芸術の振興に関する、国語ということですので、やはり日本語の様々なバリエーション、特性、それらのすばらしさと、それを使いこなすということでここでは審議できますが、それが国全体として大切だと位置付けていただけるかどうかはちょっと分からないですね。

敬語というの、結局は日本のバリエーションの中の一つです。言葉遣いとか、こういう場面ではどういう形の日本語を使うのかという日本語についてのことというのは、ここで話し合いができると思います。ただ、今言ったように、全体の流れとして、世界的の中でとなっていくと、その先はよく分からないと思います。

○沖森主査

ほかに御意見ございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

では、本日頂いた御意見は課題として整理し、それを解決する具体的な方法を今後具体化していきたいと思っております。

ほかに特にございませんので、本日の協議、今期の漢字小委員会での審議は、これをもって終了したいと思います。繰り返すようですが「常用漢字表の字体・字形の指針（報告）」は、今月 29 日の国語分科会で改めて取りまとめていただく予定です。

また、先ほどの来期の検討事項につきましても、本日の御意見を反映させて整理していきたいと思っております。

それでは、今期の漢字小委員会の審議は、これで終わりいたします。いろいろと御支援いただき、誠にありがとうございました。